

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月27日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ巣原店
長崎県対馬市巣原町小浦字在長田50番27ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年8月26日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,948 平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側 81台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物北西側 13台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 40 平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物西側 9.11 立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地北西側 1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和7年12月25日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、対馬市観光推進部観光交流商工課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。